

## 国有林野の事業実行等で 国有林専用林道を利用される方へ

茨城森林管理署が管理する部内の林道につきましては、平成 26 年 6 月 1 日以降、林道ゲートの錠前を一斉に変更することと致しました。

つきましては、当署の管理する林道を利用される方は、下記鍵借用申請書に必要事項を記入のうえ、茨城森林管理署または下記の森林事務所に申請書を提出し、新たな鍵の貸与を受けてください。また、平成 26 年 6 月 1 日以降すべての林道ゲート錠前が一斉に変更できない場合もあり得るため、現在貸与している鍵の返戻の必要はございません。

なお、国有林野事業の関係者と認められない場合は、鍵の貸与はできません。あらかじめ、茨城森林管理署または最寄りの森林事務所へお問い合わせください。

### 記

- 1 鍵借用申請書
- 2 鍵の貸与元(本署・各森林事務所)
- 3 お問い合わせ先 ( <http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/ibaraki/office/org.html> )

## 専用林道等の鍵借用申請書

1. 通行林道等の場所 茨城県 ○○ 市郡 □□ 町村大字  
字 国有林 林小班 △△ 林道
2. 借用期間 平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月○○日
3. 借用の目的 ○○の調査のため
4. 鍵の必要数量 ○○個  
及び使用者氏名 株式会社○○ □□ △△

上記のとおり専用林道等のゲートの鍵を借用したいので、下記条件を承諾のうえ借用申請いたします。

### 記

- 1) 鍵借用の事由の消滅又は変更があった場合には、速やかに森林管理署長又は担当森林官に届け出なければならない。
- 2) 借用した鍵を紛失又は借用数の変更が出た場合は、森林管理署長又は担当森林官に届け出ること。
- 3) 借用している鍵の返還を森林管理署長から求められた場合は、直ちに返還しなければならない。
- 4) 国有林等への入林に際し、
  - ① 産物その他に損害を与えた場合には、適宜の方法によりこれを標示して、損害を与えた日から5日以内にその場所、種類、数量等を森林管理署長又は担当森林官に届け出ること。
  - ② 損傷物件については、森林管理署長の指示によりその調査に立会いするとともに、補償すること。
  - ③ 森林内でのたき火は行わないこと。
  - ④ ゴミは持ち帰ること。
- 5) 入林の際おきた災害及び事故等については補償を求めないこと。
- 6) 鍵の複製を行わないこと。(複製の禁止)
- 7) 産業廃棄物等の不法投棄をはじめ不審者を発見した場合は、直ちに森林管理署長または担当森林官へ通報すること。

平成○○年○○月○○日

茨城森林管理署長 殿

申請者 住所 茨城県○○市□□町△△  
Tel ○○○(○○○)○○○○  
氏名 株式会社○○ △△ □□ 印

平成 年 月 日

貸出許可 鍵No.

茨城森林管理署長

- 注 1) 林道利用の際は、必ず本票を携帯すること。  
2) 森林管理署長から本票の提示を求められた場合にはこれを拒むことは出来ない。